

医療費控除を活用していますか？



医療費控除とは、1月から12月の1年間に、家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円(または総所得金額等の5%)を超える場合、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式

$$\text{医療費控除額} = \text{1年間に支払った医療費等} - \text{補てんされる金額}^* - \text{10万円} \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等の5\%のほうか} \\ \text{少ない場合はその金額} \end{array} \right]$$

※補てんされる金額：健康保険の高額療養費・家族療養費・出産育児一時金、健保組合の付加金等および生命保険の入院給付金等

MEMO 2017年分の確定申告から、医療費等の領収書の提出が不要となっています(税務署から求められたときは提示または提出しなければならないため、5年間の保管が必要)。

医療費控除の対象は？



対象となる主な費用

- 医療機関等に支払った診療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用や往診費用、出産費用
- 入院時の食事療養費等の費用 ほか

対象とならない主な費用

- 健康診断や人間ドック、予防接種の費用
- ビタミン剤や健康食品等の購入費
- 自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代 ほか

当組合ホームページの「医療費のお知らせ」を活用ください。



当組合のホームページに「医療費のお知らせ」(医療費通知)を掲載しております。パソコンやスマートフォンにてログインしていただくと閲覧することができます。

また、本年度も令和5年1月から令和5年10月までの診療分をとりまとめた「医療費控除用データ」を令和6年2月上旬に配信を予定しております。

- 1 国税庁ホームページの確定申告作成コーナーにて、電子申請(e-Tax)する際に添付データとしてご利用いただけます。
- 2 国税庁ホームページの確定申告作成コーナーで数値等を入力し申告用紙を印刷する場合に使用する「医療費集計フォーム」の作成にご利用いただけます。

※当組合が提供する医療費控除用データは事務処理上令和5年10月診療分までとなります。記載がない医療費(11月以降など)は領収書を参考に「医療費控除の明細書」にご自身で記載(入力)する必要があります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

お得なほうを選択

セルフメディケーション税制

「セルフメディケーション税制」は、かぜ薬や胃腸薬など、スイッチOTC医薬品[※]の合計金額が12,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる特例の制度です。ただし、定期健診、予防接種など健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件となります。令和3年分以後の申告には一定の取り組みに係る書類(健診結果通知表など)の添付が不要となりますが、購入した医薬品が対象であることを示すドラッグストアなどのレシートや領収書とともに、自宅等で5年間保管する必要があります。(税務署から求めがあった場合は提示または提出が必要となります。)

「セルフメディケーション税制」は、医療費控除の一部であるため、従来の「医療費控除」との併用はできません。12,000円を超えてスイッチOTC医薬品を購入し、さらに医療費等の自己負担額が10万円を超えている場合は、「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」のどちらかを選んで申告することとなります。

どちらの減税額が多いかは、国税庁ホームページでシミュレーションできます。お得なほうを選んで申告しましょう。

● スイッチOTC医薬品 ●

医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分をもつ市販薬。OTC(Over The Counter)は薬局などのカウンター越しに販売するという意味。

確定申告の詳しい内容につきましては、住所地を管轄する税務署へお問合せください。